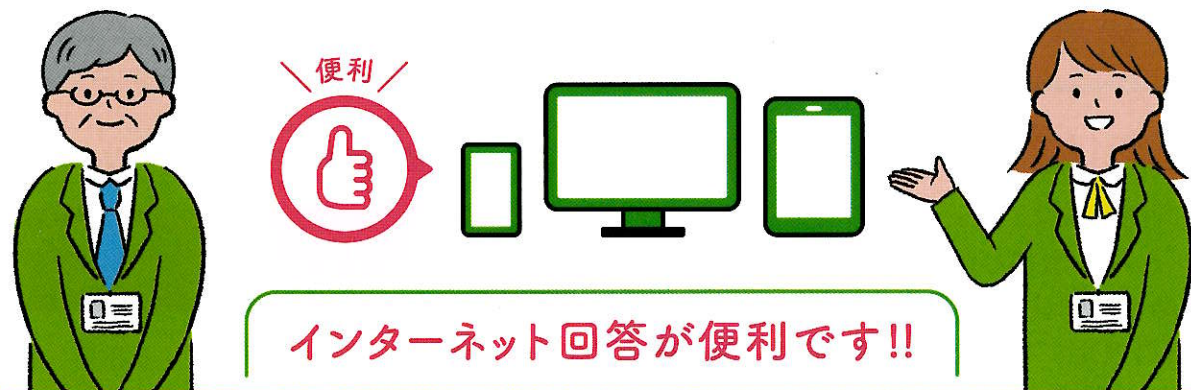


住宅・土地統計調査では

インターネットでの回答をおすすめしています

住宅・土地統計調査では、
パソコンのほか、スマートフォン等でも回答できます。



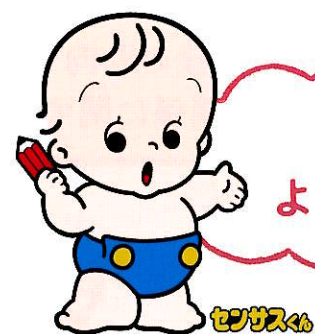
期間中はいつでもOK!

期間中はいつでも
ご都合のよい時間に回答できます。



世帯の回答は守られています!

不正なアクセスなどの監視を
24時間行っていますので、
回答データは厳重に守られます。



調査へのご協力
よろしくお願いいたします!



住宅・土地統計調査

<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/index.html>

令和5年

住宅・土地統計調査

10月1日(日)実施

子どもを育てやすい
住まいの実現

高齢者が安心して
暮らせるまちづくり



〈住宅・土地統計調査はこのような調査です〉

この調査は、「統計法」(国の統計に関する基本的な法律)に基づいた基幹統計調査で、
昭和23年から5年ごとに行われ、今回は16回目の調査に当たります。

この調査は、全国約340万世帯の方々を対象とした大規模な調査で、
調査の結果は、国や地方公共団体における「住生活基本計画」の成果指標の設定、
耐震や防災を中心とした都市計画の策定、空き家対策条例の制定などに幅広く利用されています。

だれもが安心して暮らせる明日へ

調査
の流れ



【国】

(総務省統計局)



【都道府県】



【市区町村】



【指導員】



【調査員】



【世帯】

回答方法

回答はインターネット回答のほか、
調査票を郵送または調査員に提出
する方法によります。



インターネット回答



郵送で提出



調査員に提出

※この調査ではインターネットでの回答をおすすめしています。

〈個人の情報は 守られます〉

統計法では、調査対象者が安心して
調査票に記入いただけるよう、
調査員を始めとする調査関係者
に対して、調査票の記入内容を厳
重に保護することを定めています。

守秘義務

調査に従事して知り
得た個人や団体の秘
密を漏らしてはなら
ない。

利用制限

統計作成の目的以外
に、調査票の記入内
容を利用したり、提
供してはならない。

適正管理

記入された調査票を
適正に管理するため
の措置を講じなけれ
ばならない。



総務省統計局・都道府県・市区町村

調査員のしごと

9月上旬

調査対象となる地域を確認し、居住する各世帯に「調査のお知らせ」を配布します。

9月下旬～

調査対象となった世帯を訪問し、調査への回答依頼及び調査票の収集を行います。

住宅・土地統計調査の調査員は、都道府県知事又は市町村長によって任命された地方公務員です。

調査員は、「調査員証」を携帯しています。



管理員の方々にご協力いただきたいこと



1

建物内にお住まいの世帯にお伺いできるよう、ご協力をお願いいたします。

オートロックマンション・寮など、調査員が建物内に入ること自体が困難なケースもあり、ご協力いただくことで円滑に調査を実施することができます。

2

建物内の居住状況などをお尋ねすることがありますので、ご協力をお願いいたします。

昼間不在がちな世帯などで、調査員が訪問しても面会できない場合には、居住状況などをお尋ねすることがあります。

※調査対象世帯には、統計法に基づき、報告の義務が課せられます。

居住者情報の提供について

居住者情報の提供は、法令に則ったものであり、ご協力をお願いいたします。

統計法
(抄)

個人情報保護法第27条第1項では、個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならないとされていますが、「法令に基づく場合」は例外となっています。

管理員、管理会社、管理組合の皆様にご協力をお願いするのは、統計法第30条第1項に基づく協力依頼であり、個人情報保護法第27条第1項第1号による「法令に基づく場合」に該当しますので、ご協力をお願いいたします。

【第30条第1項】行政機関の長は、前条第一項及び第二項に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体（次項において「被要請者」という。）に対し、必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求めることができる。



“かたり調査”にご注意ください

「かたり調査」とは、国勢調査等、行政機関が行う統計調査であるかのような、紛らわしい表示や説明をして、世帯等から個人情報等を詐取る行為のことです。「かたり調査」は、統計調査の実施を妨げるだけでなく、詐欺やその他の犯罪にも繋がりがかねないので、ご注意ください。

住宅・土地統計調査は

住宅の建て方や世帯の構成などについて調査します。



調査の結果は全国及び地域別にも公表されます。



調査結果からわかること

平成30年住宅・土地統計調査からこのようなことがわかりました。

東京都では共同住宅が7割超

全国の共同住宅数は2335万戸で平成25年と比較し126万戸(5.7%)増加と過去最高となりました。住宅に占める共同住宅の割合は43.6%となっています。都道府県別にみると、東京都が71.1%と最も高く、次いで沖縄県、神奈川県、大阪府などとなっており、主に大都市を有する都道府県において共同住宅の割合が高くなっています。一方、共同住宅の割合が最も低いのは、秋田県の17.8%で、次いで富山県、山形県などとなっています。



共同住宅の割合—都道府県（平成30年）

共同住宅の割合が高い都道府県

1	東京都	71.1%
2	沖縄県	59.0%
3	神奈川県	56.1%
4	大阪府	55.4%
5	福岡県	52.8%
6	兵庫県	46.6%
7	愛知県	45.8%
8	千葉県	44.8%
9	北海道	43.8%
10	埼玉県	43.5%

共同住宅の割合が低い都道府県

1	秋田県	17.8%
2	富山県	19.7%
3	山形県	20.5%
4	福井県	21.2%
5	青森県	21.3%
6	和歌山県	22.1%
7	岐阜県	23.1%
8	長野県	23.3%
9	岩手県	23.4%
10	新潟県	23.6%

平成30年住宅・土地統計調査の結果はこちら
<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2018/tyousake.html>



調査の結果はどう活かされるの？

住宅・土地統計調査の結果は、国や地方公共団体の住宅関連施策等のほか、学術研究等へも利用されています。

耐震や防災を主軸にした住宅や都市計画づくり

空き家の今後の動向や住環境との相関関係に関する研究

